

令和元年5月16日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K02937

研究課題名（和文）メロヴィング朝フランク王国における隷属民に関する総合的研究

研究課題名（英文）On the unfree people in the Merovingian kingdom

研究代表者

加納 修（Kano, Osamu）

名古屋大学・人文学研究科・教授

研究者番号：90376517

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：ヨーロッパ中世初期のメロヴィング朝フランク王国においては、農業以外の仕事を行う多様な隷属民が存在した。彼らはなお「奴隷」と形容できる存在であり、王権や教会もまた「奴隷制的な社会」の存続に貢献した。しかし、「教会における奴隷解放」に見られるように、種々の解放は身分的に曖昧な集団を生み出し、自由と隷属との境界をきわめて錯綜したものと変化させ、次第に奴隷制が崩壊していった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

古代ローマの奴隷制がいつどのようにして消滅したのかという問題は歴史の一大問題である。これまでとは異なり、農業以外の仕事に携わる隷属民に注目し、中世初期における奴隷制の展開とその社会背景を明らかにすることで、奴隷制の存続と消滅をめぐる議論に、そして古代から中世への転換をめぐる議論に新たな光を当てることができた。また本研究の成果は、歴史の負の遺産とも言える奴隷制を、中世ヨーロッパ初期の社会の特徴から見直すことにも役立つであろう。

研究成果の概要（英文）：In the Merovingian kingdom, there were various subordinated people who can be described as "slaves". Merovingian kingship and church contributed to the survival of a slave society. But, as the manumission in the church suggests, several modes of manumission created groups whose statuses were ambiguous, and blurred the distinction between the free and the unfree.

研究分野：西洋中世史

キーワード：メロヴィング朝 フランク王国 奴隷制

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

メロヴィング朝フランク社会の特徴のひとつは、隷属身分の法的・社会的な多様性である。フランク人の法典は、自由身分としては200ソリドゥスの人命金を保障された自由人しか知らないのに対して、隷属身分を構成する集団はきわめて多様であった。一介の奴隷は12ソリドゥスの価値しかなかったが、25あるいは35ソリドゥスの価値を認められた奴隷がただでなく、自由人の半額の人命金を保証された「半自由人」(Halbfreie)がいた。半自由人もまた多様であり、戦争捕虜に由来すると考えられているリートゥス(litus)、「王の子ども」(puer regis)と呼ばれた者たち、「ローマ人」、教会に所属する不自由人などがそうであった。これら隷属民の特質と歴史的な変容過程は、なお十分に解明されていない。

フランク社会における隷属民に関する研究の立ち後れには、古代から中世への転換や中世世界の形成を捉えるこれまでの研究のパラダイムが深く影響している。フランク王国の隷属民はとりわけ古代奴隷制の存続と消滅の問題との関連で検討されてきた。この問題に関連する夥しい研究と見解の相違を紹介するまでもなく、奴隷制の終焉は封建制、とりわけ農奴制の成立への流れのなかで検討されてきた。このため、隷属民の中でも、農耕奴隷が中心的に扱われてきただけでなく、奴隷がいつから「農奴」になったかが重要な問題として検討されてきた。だが、とりわけ半自由人の多くは農業以外の活動に従事していたため、奴隷制終焉の問題を枠組みとする研究では、ほとんど扱われてこなかったのである。

けれども、近年の古代末期史研究の進展は著しく、そのなかで奴隷制に対する認識も大きく変化している。奴隷制に関する研究は、農業生産における奴隷の意義に基づいて、古代末期における奴隷制の衰退を主張してきた態度を大いに反省し、他の活動に携わる奴隷や家内奴隷にも目を向けることで、4、5世紀がなお「奴隷制社会」であったことを明らかにしている(Kyle Harper, *Slavery in the Late Roman World, AD 275-425*, Cambridge, 2011)。また、古代ローマ史の大家ポール・ヴェーヌは、種々の職人や「芸術家」らもしばしば奴隷であった事実を強調している(Paul Veyne et Jacques Ramin, *Droit romain et société: les hommes libres qui passent pour pour esclaves et l'esclavage volontaire*, *Historia* 30(1981), 472-497)。古代末期ローマ社会において農業以外の活動に携わっていた奴隷が中世にはいったどのようになったかについては、西ヨーロッパ中世初期社会を「ローマ世界の変容」過程として捉える近年の研究潮流にもかかわらず、まったく検討されていないのである。これに対して、本研究ではこれら多様な隷属民に着目し、検討を開始した。

### 2. 研究の目的

本研究の主要な課題は、隷属民の検討を通じて、フランク時代の社会構造の特徴とその変遷を明らかにすることである。隷属民の全体像の解明にあたって、最初に隷属民を構成する多様な集団を個別的に検討し、その性質を明確にしなければならない。同じく、隷属民を形容する用語の意味を検討し、隷属民に対する当時の認識を明瞭にする。続いて、これら諸集団の間に関係を探る。そして最後に、自由人との関係を探るために、隷属身分への転落(戦争捕虜や身売りなど)と、隷属からの解放の諸相を検討する。この問題の検討を通じて、自由人と隷属民とを分かつ境界がはっきりとし、隷属民の全体的な性格の解明に繋がるはずである。

### 3. 研究の方法

(1) 隷属民に言及する史料箇所を、史料の性格の違いや地域と時期に注意を払いながら、すべて拾い上げる。調査の対象とする法史料は、法典、勅令、教会会議録、証書である。法典につい

では、フランク族の法典とフランク王国に従属することになるアラマン人とバイエルン人の法典を中心に調査する。叙述史料としては、歴史書(6世紀末トゥールのグレゴリウス『歴史十書』、660年代に書かれた『フレデガリウス年代記』、720年代に成立した『フランク史書』)と、聖人伝を調査する。

(2) 隷属民のなかでも、比較的史料の豊富なPuer regis、civis Romanus、ならびに教会所属の隷属民について、より詳細に検討する。これらの集団は、自由人の人命金の半額である100ソリドゥスの価値を認められていたという点で共通している。

### (3) 隷属化の諸契機と隷属からの解放

隷属化の諸契機のうちこの時期に多かったのは、戦争捕虜ならびに貧困や刑罰に基づくそれである。戦争については、隷属民となった捕虜に注目し、捕虜の地位を明確にする。貧困と刑罰について言えば、自発的に隷属身分に入る主要な理由は貧困であった。また、いくつかの犯罪については隷属を罰として定めるものもあるだけでなく、贖罪金を支払えないために、誰かに隷属するケースも知られる。こうした理由による隷属化は、ローマ法に遡るので、ローマ帝国末期からの連続性を検討する。

フランク時代における隷属身分からの解放の方式は多様であった。主要な方式として、教会における解放、文書や遺言状による解放、デナリウス銀貨を用いた解放が知られる。これらの解放について、解放後の地位、解放の理由、手続きの意義などについて調査する。

## 4. 研究成果

### (1) 隷属民を表す用語について

法史料において隷属民を表す言葉として頻繁に用いられたのが、mancipium, servus であるのに対して、叙述史料では puer という言葉が多いことが明らかになった。ローマ時代において奴隷を指した言葉として代表的であったのが、mancipium と servus(ancilla)であった。これらの言葉の意味内容は中世初期のあいだに変容を遂げる。Servus は、メロヴィング期のあいだは古代と同じ意味で奴隷を指す言葉として用いられたが、次第に「奴隷身分」そのものよりも、「servitium(奉仕)を果たす者」の意味で使われるようになり、身分名称としての性格を薄めていく。それと同時に、「奉仕する者」serviens(servientes)なる言葉も用いられるようになっていく。「奴隷」というよりは、「役務(奉仕)を果たす者」の意味となり、奴隷身分(自由身分に対して)を示す言葉としての厳格な使用が薄れていく。

これに対して、「奴隷身分」を指す言葉として長い間使われ続けたとこれまでの研究でみなされていたのが、mancipium であり、何人かの歴史家はこの言葉を常に「奴隷」と訳している。しかし、この言葉もまた、遅くともカロリング期には、領主に従属する「従属民」の意味で用いられるようになる。

### (2) 隷属民の多様性

中世初期における隷属民はこれまでの研究において、主として奴隷制消滅論の枠内で検討され、農業に携わる奴隷のみが注目されてきた。これに対して本研究では、叙述史料を活用して、多様な役割を果たす隷属民に着目した。とりわけ6世紀末にトゥールのグレゴリウスが著した諸作品には、多くの隷属民が言及されている。

奴隷が携わった活動について、具体的な「職業」が分かる場合はきわめて稀である。叙述史料において農作業に従事する奴隷が言及されることは少ない。特定の職務と結びついて現れるのは、豚飼や貯蔵庫管理役、墓守、馬の管理係、ミモス劇役者、門番、料理人、指物師、毛織

物工などである。また、主人が受け取った手紙を要約して一冊にまとめていたランス司教エギディウスの奴隷は、古代末期の記録係としての奴隷の役割を想起させる。

特定の状況で何らかの仕事を委ねられたケースを語る場合が多い。奴隷にはさまざまな仕事が委ねられたが、とくに『歴史十書』で目立つのは、手下として、暴力的、あるいは犯罪的な行為（しばしば殺人）を委ねられているケースである。こうした面での奴隷の利用は、ゲルマン人の主人でもローマ人のもとでも証明される。こうした目的での奴隷の利用は同じく王家について数多く証明されるが、王の奴隷の果たした役割として注目されるのは、奴隷が半ば公的な任務を委ねられている事実である。被疑者に対する出頭命令の伝達などを担った奴隷が見られる。また、地方役人が職務の行使にあたって奴隷を用いる場合もある。軍事面や裁判の領域で、あるいは暴力の行使や暴力の危険をとまなう領域において、王が奴隷に頼っていたことを推測させる。

### (3) 「半自由人」をめくって

メロヴィング期の隷属民のなかでも、その人命金の額が一般の自由人の半額の価値しか認められていないという点で共通する三つの集団がある。すなわち、「王の子ども」(puer regis)と呼ばれる王の隷属民、「ローマ人」(Romanus)と呼ばれる集団、そして教会所属の隷属民である。

王の奴隷についてはすでに述べたように、メロヴィング朝の王たちは統治において、潜在的なライバルになり得る貴族層以上に己の隷属民に頼ったのであり、そこにはこの国家の統治構造の一端が反映している。

教会所属の隷属民もメロヴィング朝の国家と社会の特徴を反映する。教会の隷属民は王の奴隷と同じく高い地位を享受していた。王権は教会を保護し、同時に教会の奴隷を保護した。秩序の維持における教会の重要性を王権が理解していたわけである。中世初期社会において教会は半ば公権力として現れ、それは王権自体によってもそのように把握されていたのである。

半自由人のなかで、かなり独自の性格を有していたのは、「ローマ人」である。『サリカ法典』において「ローマ人」は「フランク人」よりも劣る地位に置かれていただけでなく、またいくつかの身分集団に分けられていた事実が重要である。すなわち、6世紀初頭の時点で「ローマ人」は、複数の身分集団を包括する概念であり、なお「民族的」性格を保持していた。しかし、時代の経過とともにローマ人の影は薄れる。7世紀初頭に編纂された『リプアリア法典』には相変わらずローマ人が現れるが、いまやローマ人内部の身分的差異は全く考慮されていない。そしてほぼ一貫して、「国王所属被解放者」や「教会所属被解放者」とともにひとつの集団をなす存在として規定されている。ローマ人はいまや解放奴隷の一つのカテゴリーを構成する集団として現れる。したがって、『リプアリア法典』の「ローマ人」は、ゲルマン人とは区別されるエスニックな集団として想定された人々ではなく、国王にも教会にも所属しない被解放者という独特な法的従属身分の標識となっているのである。かくして「ローマ人」は、6世紀から7世紀にかけて、民族集団としての意義を失うことになった。

### (4) 自由と隷属の境界

隷属身分への転落と奴隷の売買に関する証拠の大半は、法律文書の書式で知られる。その分布は6世紀から8世紀に集中している。これらの証拠が示すのは、「奴隷になること」が日常的にあり得た社会であり、しかも奴隷が「モノ」として流通していたのが、メロヴィング期の社会だったことである。カロリング期には社会の性格が変化したために、そうした文書のモデルの需要が低下した可能性がある。

同じく隷属化の事例が示唆するのは、隷属化の多さが、身分の混乱を招いた可能性である。一時的な隷属化を記録する書式が存在し、そうしたかたちで奴隷になった人々の家族や子孫の問題は、法において十分に準備されておらず、主人の恣意や、奴隷を取り巻く状況に応じて、多様なかたちで解決されていた可能性を、自由をめぐる裁判の事例は示唆している。したがって、隷属化の現象は、単に奴隷への転落が日常的であったかどうか以上の問題であり、それが奴隷制の展開に持つ意義は、奴隷制の存続に貢献した場合もあるし、逆に奴隷制の衰退のしるしとして解釈されうる場合もある。

解放については、これまでの研究ではとくに、「教会における奴隷解放」が奴隷制の衰退に貢献したかどうか、という問題が中心的に論じられてきた。それについて現在ではむしろ、教会で解放された奴隷は、依然として教会に奉仕し続ける存在であり続けたので、否定的な見解が多い。とはいえ、身分的に、そうした被解放者が「奴隷」のままであったかといえば、そうではないので、いわば独特な仕方でも、奴隷制の衰退に貢献したとみなすべきである。教会で解放された奴隷は、教会に役務や貢租を負担し続けるが、身分的には完全なる奴隷ではない。

『リプアリア法典』によれば、完全なる自由人になるには、王の前でのデナリウス方式の手続きを経る必要があった。「ローマ法方式」も教会での解放も、「半自由人」を生み出した。そして、教会で解放された奴隷は、教会への奉仕にとどまり、奉仕(servire)し続ける。彼らはいまや「奴隷」とは異なる隷属民となる。

他方で書式を見る限りでは、被解放者は証書方式によって「自由人」になるとされている。しかしフランク時代の法は、何が自由人の身分を規定するのかという点について部分的にしか規定していなかった。法は奴隷を譲渡可能なモノであるとし、そして家畜と同様に鞭打たれる存在として定義する。だが、奴隷の行為についてはその犯罪を規定するのみであって、奴隷の「仕事」についてほとんど関心を示していない。それゆえ、現実の「奉仕」(servitium)と奴隷身分との関係は、法によって明確に定義されていない。ここに訴訟が生じる原因のひとつがある。そしてメロヴィング期に、次第に自由人と奴隷との境界が曖昧になっていく。

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕(計5件)

Osamu KANO, Quelques réflexions sur les formes de la fides facta, *Confiance, bonne foi, fidélité : La notion de « fides » dans la vie des sociétés médiévales(VIe-XVe s.)*, éd. par Yves Sassier et Woicheichi Falkowski, Paris, 2017, 51-68, 査読なし。

加納修「トゥールのグレゴリウスにおける奴隷たち」『人文学論集』(名古屋大学)1号、2017年、193 - 210 頁、査読なし。

Osamu KANO, Pour l'histoire d'un symbole juridique: la festuca dans le haut moyen âge, *Bulletin de la Société nationale des Antiquaires de France* 2010(2016), 159-176, 査読なし。

加納修「フランク王国におけるローマ法認識に関する一考察」『西洋中世研究』7巻、2015年、42 - 55 頁、査読あり

Osamu KANO, Sur la rationalité de la preuve écrite à l'époque mérovingienne, *Entre texte et histoire. Etudes d'histoire médiévale offertes au professeur Shoichi Sato*, Paris, 2015, 183-194, 査読なし

### 〔学会発表〕(計2件)

Osamu KANO, Résurgence d'un type d'actes royaux: les jugements et les pancartes de Charles le Chauve, Pratiques médiévales de l'écrit, Université de Namur(Belgique), 21 mars 2018.

加納修「トゥールのグレゴリウスにおける「奴隷」たち」、中国四国歴史学地理学協会 2015 年度大会（広島大学、2015 年 7 月）

〔図書〕（計 2 件）

加納修他著『378 年 失われた古代帝国の秩序』（南川高志編、山川出版社、2018 年）第 2 章「西ヨーロッパ世界の再編」、62 - 123 頁担当

*Entre texte et histoire. Études d'histoire médiévale offertes au professeur Shoichi Sato*, volume préparé par Osamu Kano et Jean-Loup Lemaître avec la collaboration de Takashi Adachi, Yoshiya Nishimura et Michel Sot, Diffusion de Boccard, Paris, xxxi+426pp., 2015  
（編著）

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等